

理事会枠組み決定 2002/584/JHA

[参考訳]

2019年5月8日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Council Framework Decision 2002/584/JHA of 13 June 2002 on the European arrest warrant and the surrender procedures between Member States (OJ L 190, 18.7.2002, p.1-20) のテキスト(英語版)に基づき、和訳を試みた。テキストは、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32002F0584&from=EN>
[2019年5月4日確認]

理事会枠組み決定 2002/584/JHA は、重大犯罪等の被告人または被疑者の EU 域内における身柄の移動のことを意味する身柄引渡し(surrender)、その身柄引渡しの前提手続としての身柄確保のための欧州逮捕令状(European arrest warrant)を定める EU の現行の基本法令の1つである。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA により、EU(EC)の構成国間においては、従前に採用されていた一般的な国際制度と同じ引渡(extradition)制度は廃止され、身柄引渡(surrender)制度に移行した。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA は、理事会枠組み決定 2009/299/JHA (OJ L 81, 27.3.2009, p.24-36) により、第4条 a を加え、第5条第1項を削除し、別紙(ANNEX)の書式に(d)を加える改正が行われている。理事会枠組み決定 2009/299/JHA による削除前の第5条第1項は、以下のとおりである。

1. 欠席で行われた判断によって科された有罪判決または拘禁命令の執行の目的のために欧州逮捕令状が発付された場合であり、かつ、関係する者が、本人出頭の召喚を受けなかった場合、または、さもなければ、欠席で行われる判断を導く聴聞の日及び場所の通知を受けなかった場合、身柄引渡しは、彼または彼女が発付構成国において事件の再審を申立てる機会、及び、判決の際に出頭することを申立てる機会をもつことをその欧州逮捕令状に服する者に対して保障するのに十分であると判断される確約を発付法務当局が与えていることという条件に服し得る。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA は、前文、条文及び別紙の3つの部分で構成されている。この参考訳においては、上記理事会枠組み決定 2009/299/JHA による一部改正後のテキストに基づき、理事会枠組み決定 2002/584/JHA の前文、条文及び別紙の全文を訳出した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

この参考訳は、あくまでも理事会枠組み決定 2002/584/JHA の私的な和訳であり、関連分野の研究

者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

関連する日本国の法令として、逃亡犯罪人引渡法(昭和28年法律第68号)がある。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA に定める身柄引渡し(surrender)は、構成国の法務当局間の身柄移動に適用されるので、その意味では被告人または被疑者の国外移送に該当するが、EU 域内という観点からは国内移送または国内引致もしくは国内勾引と同じような機能をもつものである。これは、EU の構成国がそれぞれ独立国でありながら、構成国間の移動に関しては支障のない移動(free movement)が保障されており、その支障のない移動の保障は、刑事手続と関連する判決や決定の執行の移動にも及ぶと解されるという EU における特殊な国家組織構造(structure)及び国家組織機能(functioning)に起因するものである。他方、EU の構成国から EU 域外の国(第三国)及び国際機関に対する被告人または被疑者の身柄の強制的な移動に関しては、関連条約または関連国際協定に基づく引渡し(extradition)が実施される。

ある構成国内で発付された捜査機関が刑事事件の証拠を収集するための令状等を別の構成国内において執行する場合、指令 2014/41/EU(OJ L 130, 1.5.2014, p.1-36)に基づき発付される欧州捜査令(EIO)が用いられる。この EIO の実質は、別の構成国の法執行機関等の法務当局に宛てた捜査令状執行の依頼状である。ただし、指令 2014/41/EU により、その送付を受けた構成国の法務当局は、同指令に定める適用除外等に該当しない限り、その依頼を拒否できない。

欧州逮捕令状の発付及び執行の過程において処理される被疑者または被告人の個人データの保護に関し、理事会枠組み決定 2002/584/JHA の前文(14)は、欧州評議会の 1981 年 1 月 28 日の個人データ保護条約を引用している。

その後、この分野を規律する個人データ保護法令として、規則(EC) No 45/2001(OJ L 8, 12.1.2001, p.1-22)及び理事会枠組み決定 2008/977/JHA(OJ L 350, 30.12.2008, p.60-71)が採択され、適用(施行)された。しかし、現時点においては、規則(EU) 2018/1725(OJ L 295, 21.11.2018, p.39-98)及び指令(EU) 2016/680(OJ L 119, 4.5.2016, p.89-131)が適用される。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA の第 2 条第 2 項にある「環境犯罪」に関しては、指令 2008/99/EC(OJ L 328, 6.12.2008, p.28-37)が適用される。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA の有効性に関しては議論があったが、欧州司法裁判所(大法院)は、理事会枠組み決定 2002/584/JHA において二重処罰の確認義務が除去されている点の合憲性に関する争点に関し、Advocaten voor de Wereld VZW v Leden van de Ministerraad, 3 May 2007, Case C-303/05., ECLI:EU:C:2007:261 は、その有効性を確認する判断を示した。

(この参考訳を作成するに際し考慮した事項)

EU 法においては、性質の異なるものであるとして区別して「extradition」及び「surrender」を定めているわけではなく、「extradition」も「surrender」も同じく「引渡し」であるけれども、「extradition」は、犯罪者引渡しに関する国際条約に定める場合を含め、広く犯罪者の引渡し一般を表現するために使用されるのに対し、「surrender」は、理事会枠組み決定 2002/584/JHA に定める EU の構成国の法務当局間における引渡しを限定的に示すものとして使用されている。より正確には、「extradition」は、国と国との間における身柄の移動を指すものである。これに対し、「surrender」は、国と国との間における身柄の移動ではなく、国の機関である法務当局と別の法務当局との間における身柄の移動を指す。

「surrender」は、単一の国内だけで実施される場合には、「移送」、「引致」もしくは「勾引」と同じまたはこれらと類似する手続である。しかし、EU 法が適用されるのは、異なる構成国の法務当局間の「surrender」であるので、実質的には国際的な「extradition」と同じ結果を生じさせることになる。しかし、EU 域内においては、刑事判決の支障のない移動(free movement)の原則により、通常の国際的な「extradition」のための手続が大幅に簡素化され、あたかも単一の国家内における令状の執行と同じようにして身柄の移動の結果を得ることができる。これが EU の刑事法制における「surrender」の特徴である。

なお、理事会枠組み決定 2002/584/JHA の第 18 条第 1 項(b)、第 2 項及び第 3 項は、欧州逮捕令状の発付を受けた者の「移送」を示すために「transfer」を使用している。このような用語例にも留意しなければならない。

このことは、EU(EC)が、通常の国際法に基づく法規範によって構築される国際組織という段階から、連邦国家の一種へと進化し、そのような意味での同一の政治組織内の諸機関の直接的なやりとりを前提とする国家体制へと変貌を遂げつつあることを意味している。それゆえ、EU(EC)という連邦国家類似の国際政治上の存在を正確に理解するためには、少なくともその国内秩序(域内秩序)を規律する法規範の体系に関する限り、一般的な国際法の知識・理解だけでは、明らかに大きな欠落があることになる。このような EU の組織構造及び法規範の体系の特徴を正確に感得するためには、国際法の分野において通有しているような一般的な感覚と知識と法理論をいったん措き、EU の関連法令の条項全部の精読を含め、事実そのものを直視し、単独の国家内の国家機能の様相に近づけて事態を考察しなければならない。一般に、EU 法は、国際法の一種ではなく、国内法の一つである。

以上の諸点はさておき、もし説明的な訳語でも構わないとすれば、「surrender」は「EU 法に基づく引渡し」と訳すか、または、識別のために、例えば、「引渡し(extradition)」及び「引渡し(surrender)」のように、括弧内に原語を付すかのいずれかが妥当である。ただ、このような方法は、いずれも煩瑣である。そこで、後掲指令 2014/41/EU の参考訳においては、「extradition」と識別できるようにするため、「surrender」を身柄引渡しと訳した。

上述のところを踏まえ、かつ、更に検討を加えた上で、後掲指令 2014/41/EU の参考訳における方針をとりあえず維持するのが妥当であると最終的に判断し、この参考訳においては、「surrender」を「身柄引渡し」と、「extradition」を「引渡し」とそれぞれ訳すことにした。

なお、今後の検討課題としては、「surrender」を、「引渡し」ではなく、「引致」もしくは「勾引」またはこれらに類する語によって訳すことの可否及び当否が十分に検討されるべきであり、その検討結果に基づき、当該分野を主たる研究対象とする大多数の研究者の間で合理的なコンセンサスが形成されるための努力が継続されなければならない。

また、日本国法上の犯罪者引渡制度における「引渡」を英語に訳す場合、誤解を避けるため、日本国の法制の中には存在しない「surrender」を避け、国際条約等においても使用されている「extradition」を用いるべきである。EUにおいても、EU内の身柄引渡し(surrender)ではなく、EUの構成国と非EU諸国との間の引渡しに関しては、現在でも「extradition」が使用される(理事会枠組み決定2002/584/JHAの第28条参照)。

一般に、刑事訴訟手続における「pre-sentence」は、各国の法制の相違により、その内容を異にするものであるため、一律に同一の訳語が成立することはあり得ない。EUの構成国においても事情は同じである。EU法に関しては、EUの司法裁判所規則及び一般裁判所規則に従い、司法裁判所及び一般裁判所における審理構造に鑑み、予審判事による書面だけの職権主義的な審理の部分と、個々の刑事訴訟において構成される裁判所による判決の宣告の部分とを分けて理解することが合理的である。

そこで、これらの諸点を考慮に入れた上で、この参考訳においては、「pre-sentence」を「判決前の審理」と訳すことにした。

「European arrest warrant」に関し、この参考訳においては、慣例に従い、「欧州逮捕令状」と訳すことにした。

しかし、「European arrest warrant」は、通常の刑事手続における逮捕状や勾留状等とは異なる性質をもち、EU域内における法務当局間の被告人・被疑者の身柄の移動の前提としての身柄の拘束を命ずるという機能に限定された機能のみをもつものである。

1つの構成国内における通常の刑事手続に関しては、当該構成国の刑事訴訟法に定める逮捕状または勾留状が発付され、執行され、また、刑事手続の経過の中で移送命令または引致命令もしくは勾引命令等が発付され、執行されるので、「European arrest warrant」の適用の余地はない。「European arrest warrant」の適用の要否が問題となるのは、あくまでもEUの域内国境を越える法務当局間における身柄の移動の場合だけである。

それゆえ、今後の検討課題としては、通常の刑事手続における逮捕状や勾留状との間の識別力を高めるため、「欧州逮捕令状」との訳語の使用をやめることとした上で、例えば、「欧州拘禁令状」または「欧州勾引令状」のような別の訳語の採用の可否または要否を検討すべきである。

「requested person」は、欧州逮捕令状の執行を受ける対象者としてその令状の執行を求められている者のことを指す。

様々な訳が考えられ得るが、この参考訳においては、とりあえず、「requested person」を「被請求者」と訳すことにした。

「detention」は、刑事判決ではないが、拘禁刑または勾留と同様の性質・効力をもつ身柄拘禁及びそのための命令のことを意味する。一般に、「拘禁」等と訳されている。ただし、この訳語では、他の類似制度等との識別力に不足があるように思われる。

この参考訳においては、上記のような問題はあがあるが、慣例に従い、とりあえず、「detention」を「拘禁」と訳すことにした。

理事会枠組み決定2002/584/JHAの第13条第1項の「speciality rule」は、国際刑事裁判所ローマ規

程(The Rome Statute of the International Criminal Court)の第 101 条の「Rule of speciality」と同様の内容の基本原則のことを指し、その具体的内容は、理事会枠組み決定 2002/584/JHA の第 27 条第 2 項において示されている。

すなわち、欧州逮捕令状の中で公訴事実または被疑事実として記載された事実に基づき、その逮捕令状に示された事実よりも以前の事実を理由とする別の公訴の提起や身柄拘束を受けることがないということ、逆から言えば、逮捕令状発付国が後の公判において有罪判決をするためには、当該逮捕令状の中に、将来の公判のための全ての事実が特定して記載されていないと意味する。

この参考訳においては、外務省の翻訳を尊重し、「speciality rule」を「特定性の原則」と訳すことにした。

「hand over」は、要するに物体を引渡すことを意味するが、被告人または被疑者の「extradition」及び「surrender」もついても同じ訳語を用いると識別が不可能または困難となる。

そこで、この参考訳においては、とりあえず、差し押さえた物件の「hand over」を「交付」と訳すことにした。ただし、この語に関しては、更に検討を要する。

EU(EC, EEC)の「Member States」は、「構成国」と訳すべきであり、決して、「加盟国」と訳してはならない。EU の法令中において、(欧州評議会の諸条約、シェンゲン協定等を含め、他の条約・協定の加盟国を示す語のような)類似する語が混在する文に関しては特にそうであり、文脈に沿って正しく理解した上で、識別力のある訳語を用いて適正に訳さないと、その訳文全体が破綻または崩壊する。このことは、これまでも何度も明確に指摘してきたことであるが、理事会枠組み決定 2002/584/JHA の前文(4)及び第 31 条第 2 項第 3 副項は、そのような場合が現実存在することを示す典型的な例の 1 つであるとと言える。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA の第 32 条にある「after that date」の「after」は、文脈から、「以後」を意味するものと解し、そのように訳すことにした。

一般に、EU の法令においては、「after」の用例が区々になっていることがあり、示された日を含む場合と含まない場合とがあるので、この点に関して十分に慎重に検討しなければならない。

以上全部を踏まえた上で、従前の参考訳中の記載の中でこの参考訳において示した見解及び訳語等と異なる部分は、一括して改める。

理事会枠組み決定 2002/584/JHA の第 32 条は、第 1 項のみが存在する。このような場合、項番号を付さないのが正規の方式である。しかし、同条には「1.」との項番号がある。これは、誤記の一種と考えられるが、この参考訳においては、そのまま訳出することにした。

以上のほかは、後掲理事会決定 2002/187/JHA の参考訳・改訂版、後掲 OLAF 規則(EU, Euratom) No 883/2013 の参考訳、後掲 Eurojust 規則(EU) 2018/1727 の参考訳、後掲指令 2014/41/EU の参考訳の各冒頭部分で述べたとおりである。

(訳出済みの関連法令等及び参考文献)

指令2014/41/EUの参考訳は、法と情報雑誌3巻7号199～245頁にある。指令2014/42/EUの参考訳は、法と情報雑誌3巻7号246～262頁にある。

規則(EU)2018/1241による改正後のEuropol規則(EU)2016/794は、法と情報雑誌4巻4号8～68頁にある。Eurojust規則(EU)2018/1727の参考訳は、法と情報雑誌4巻5号1～60頁にある。理事会決定2002/187/JHAの参考訳・改訂版は、法と情報雑誌4巻5号61～86頁にある。OLAF規則(EU, Euratom) No 883/2013の参考訳は、法と情報雑誌2巻4号1～35頁にある。

規則(EU)2018/1725の参考訳は、法と情報雑誌4巻1号1～81頁にある。委員会決定(EU)2018/1962の参考訳は、法と情報雑誌4巻4号147～156頁にある。

2016年改正欧州司法裁判所規程の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号283～303頁にある。2016年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号201～282頁にある。司法裁判所手続規則補足規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号304～314頁にある。2016年改正一般裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号368～449頁にある。2010年改正EFTA裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻10号40～80頁にある。

規則(EU)2018/1725の参考訳は、法と情報雑誌4巻1号1～81頁にある。指令(EU)2016/680の参考訳は、法と情報雑誌2巻1号41～140頁にある。規則(EC) No 45/2001の参考訳・改訂版は、法と情報雑誌2巻5号111～146頁にある。理事会枠組み決定2008/977/JHAの参考訳は、法と情報雑誌2巻1号141～169頁にある。

サイバー犯罪条約(ETS No.185)の説明書の参考訳は、法と情報雑誌1巻6号1～132頁にある。個人データの自動的な処理と関連する個人の保護に関する条約(ETS No.108)は、法と情報雑誌1巻4号1～20頁にある。指令2008/99/ECの参考訳は、法と情報雑誌4巻5号143～160頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した参考文献のほか、北村泰三「ヨーロッパ諸国間における犯罪人引渡法制の現代的変容(1)―効率性と人権原則との調和・両立を目指して―」中央ロー・ジャーナル9巻4号3～42頁(2013)、同「同(2)」同誌10巻1号63～117頁(2013)、同「同(3・完)」同誌10巻4号29～95頁(2014)、浦川紘子「欧州逮捕状制度と犯罪人引渡制度の手続的相違―「行政」、「司法」、「EU機関」の役割を中心として―」立命館国際地域研究42号39～57頁(2015)、W.A. Schabas & F. Lattanzi (Eds.), *Essays on the Rome Statute of the International Criminal Court volume I, II* Sirente (1999) を参考にした。

欧州逮捕令状及び構成国間における身柄引渡手続に関する 2002年6月13日の理事会枠組み決定 2002/584/JHA

欧州連合の理事会は、
欧州連合条約、並びに、とりわけ、その第31条(a)及び(b)、第34条第2項(b)に鑑み、
欧州委員会からの提案に鑑み¹、
欧州議会からの意見書に鑑み²、
以下のとおりであるので、この枠組み決定を採択する。

- (1) 1999年10月15日及び16日のタンペレ欧州理事会の決議、及び、とりわけ、その第35号に従い、有罪判決の宣告後に法務当局から逃走している者に関しては、構成国間において公式の引渡し手続が無効化されなければならない、かつ、侵害行為を実行したとの容疑のある者に関しては、引渡し手続が迅速化されなければならない。
- (2) 欧州理事会決議の第37号に掲げられ、2000年11月30日に理事会によって採択された刑事判決の相互承認の原則を実装するための措置の計画³は、逮捕令状の相互執行に関する事項に対処している。
- (3) 全ての構成国または幾つかの構成国は、引渡しに関する1957年12月13日の欧州条約及びテロリズムの抑止に関する1977年1月27日の欧州条約を含め、引渡し分野における多数の条約の加盟国である。北海諸国は、全く同一の表現をもつ引渡し法律をもっている。
- (4) 加えて、その全部または一部において引渡しを取り扱う以下の3つの条約が構成国間で合意され、欧州連合の法規範の一部となっている:すなわち、(同条約の加盟国である構成国間の関係に関し)構成国の共通国境における検問の段階的な廃止に関する1985年6月14日のシェンゲン協定を実装する1990年6月19日の条約⁴、欧州連合の構成国間における引渡し手続の簡素化に関する1995年3月10日の条約⁵、及び、欧州連合の構成国の間における引渡しに関する1996年9月27日の条約⁶である。
- (5) 自由、安全及び法務の領域となるべき欧州連合のために設定された目的は、構成国間における引渡しを廃止し、法務当局間の身柄引渡制度によって置き換えられることを導く。更に、刑事判決の執行または訴追の目的のための有罪判決を受けた者または容疑者の新たな簡素化された身柄引渡しの制度を導入することは、現行の引渡手続に固有の複雑性と遅延の可能性を除去できるようにする。構成国間において今日に至るまで優越的なものであった在来の協力関係は、自由、安全及び法務の領域内において、判決前の審理及び終局有罪判決の両者を包摂し、刑事における司法判断の支障のない移動の制度によって置き換えられなければならない。
- (6) この枠組み決定の中に定める欧州逮捕令状は、刑事法の分野において、法務上の協力の「礎石」

¹ OJ C 332 E, 27.11.2001, p.305.

² 2002年1月9日に配布された意見書(官報未登載)

³ OJ C 12 E, 15.1.2001, p.10.

⁴ OJ L 239, 22.9.2000, p.19.

⁵ OJ C 78, 30.3.1995, p.2.

⁶ OJ C 313, 13.10.1996, p.12.

として欧州理事会が参照した相互承認の原則を実装する最初の具体的な措置である。

- (7) 引渡しに関する1957年12月13日の欧州条約を基礎として構築された多国間の引渡制度を置き換えるという目的は、一方的に行動する構成国によっては十分に達成され得ず、その規模及び影響のゆえに、欧州連合レベルにおいてより良く達成され得るので、理事会は、欧州連合条約の第2条及び欧州共同体条約の第5条に示す補完性原則に従い、措置を採択できる。欧州共同体条約の第5条に定める比例性原則に従い、この枠組み決定は、その目的を達成するために必要などころを越えることがない。
- (8) 欧州逮捕令状の執行に関する決定は、十分な監督に服するものとしなければならない、そのことは、被請求者が逮捕された構成国の司法当局が、彼または彼女の身柄引渡しに関する決定を行わなければならないということを意味する。
- (9) 欧州逮捕令状の執行における中央当局の役割は、実務上及び行政上の補助に限定されなければならない。
- (10) 欧州逮捕令状という仕組みは、構成国間における高度の機密性を基礎とするものである。その実装は、欧州連合条約の第7条第1項により、同条約の第7条第2項の結果を伴って、理事会によって判断される同条約の第6条第1項に定める基本原則の構成国のいずれかによる重大かつ持続的な違反が発生した場合においてのみ、停止され得る。
- (11) 構成国間の関係において、欧州逮捕令状は、引渡しに関するシェンゲン協定実装条約の第III款の条項を含め、引渡しと関係する従前の全ての法律文書を置き換えなければならない。
- (12) この枠組み決定は、基本的な権利を尊重し、かつ、欧州連合条約の第6条によって認められ、欧州連合基本権憲章¹に反映された基本原則、とりわけ、同憲章の第VI章を尊重する。客観的な要素を基礎として、当該逮捕令状が、彼または彼女の性、人種、信教、民族的な出自、国籍、言語、政治的意見または性的指向を理由として、ある者を訴追または処罰する目的のために発付されたと人づる理由、または、当該の者の立場が、それらの理由のために妨げられ得ると信ずる理由が存在する場合、この枠組み決定中のいかなる条項も、欧州逮捕令状が発付された者の身柄引渡しの拒否を禁止するものとして、これを解釈してはならない。
この枠組み決定は、構成国が、適正手続、結社の自由、報道の自由及びそれ以外のメディア上における表現の自由と関連するその構成国の憲法上の原則を適用することを妨げない。
- (13) いかなる者も、彼または彼女が死刑、拷問またはそれ以外の非人道的または残虐な取扱いまたは刑罰に服し得る重大なリスクが存在する国へと追い出され、追放され、または、引渡されるものとしてはならない。
- (14) 全ての構成国は、個人データの自動化された処理と関連する個人の保護に関する1981年1月28日の欧州評議会条約に批准したので、この枠組み決定の実装の過程において処理される個人データは、同条約の基本原則に従って保護されなければならない。

¹ OJC 364, 18.12.2000, p.1.

第1章 一般原則

第1条 欧州逮捕令状の定義及びその執行義務

1. 欧州逮捕令状は、刑事訴追または拘禁刑の執行もしくは拘禁命令の執行の目的のために、別の構成国による被請求者の逮捕及び身柄引渡しのために構成国から発付される法務上の決定の1つである。
2. 構成国は、相互承認の原則を基礎として、かつ、この枠組み決定の条項に従い、欧州逮捕令状を執行する。
3. この枠組み決定は、欧州連合条約の第6条に掲げられた基本的な権利及び基本的な法原則を尊重すべき義務を修正する効果をもつものとしてはならない。

第2条 欧州逮捕令状の適用範囲

1. 欧州逮捕令状は、発付構成国の法律により、刑の長期12か月以上の拘禁刑の有罪判決または拘禁命令により処罰可能な行為に関し、または、有罪判決が言渡された場合、もしくは、拘禁命令が行われた場合、4か月以上の有罪判決に関し、発付され得る。
2. 発付構成国において、それらの侵害行為が刑の長期3年以上の拘禁刑または拘禁命令によって処罰可能である場合、かつ、その発付構成国の法律によって定義されているように、以下の侵害行為は、この枠組み決定に基づき、かつ、その行為の二重処罰を確認することなく、欧州逮捕令状による身柄引渡しを生じさせる：
 - 犯罪組織への参加、
 - テロリズム、
 - 人身の取引、
 - 児童の性的搾取及び児童ポルノ、
 - 麻薬及び向精神薬の違法取引、
 - 武器、弾薬及び火薬の違法取引、
 - 汚職、
 - 欧州共同体の財政上の利益の保護に関する1995年7月26日の条約の意味における欧州共同体の財政上の利益を害する詐欺行為を含め、詐欺行為、
 - 犯罪収益の洗浄、
 - ユーロを含め、通貨の偽造、
 - コンピュータ関連犯罪、
 - 絶滅危惧動物種並びに絶滅危惧植物種及びその変種の違法取引を含め、環境犯罪、
 - 承認のない入国及び居住の周旋、
 - 殺人及び重傷害、
 - 人間の器官及び細胞組織の違法取引、
 - 誘拐、違法な拘束及び監禁、
 - 人種差別及び排外行為、
 - 組織強盗または武装強盗、

- 骨董品及び美術品を含め、文化財の違法取引、
 - 詐欺、
 - 恐喝及び強要、
 - 製品の偽造及び海賊行為、
 - 公文書の偽造及びその取引、
 - 決済手段の偽造、
 - ホルモン剤及びそれ以外の成長促進剤の違法取引、
 - 核物質及び放射性物質の違法取引、
 - 盗品である自動車の取引、
 - 強姦、
 - 放火、
 - 国際刑事裁判所の管轄に属する犯罪、
 - 航空機または船舶の違法な捕獲、
 - 破壊活動。
3. 理事会は、いつでも、欧州連合条約(TEU)の第39条第1項に定める条件の下において、欧州議会との協議を経た上で、全会一致で採決し、第2項に含まれているリストに別の種類の侵害行為を加えることを決定できる。理事会は、第34条第3項により欧州委員会から提出された報告書に照らし、そのリストを拡大または修正すべきか否かを検討する。
4. 第2項に含まれている侵害行為以外の侵害行為に関し、身柄引渡しは、欧州逮捕令状が発付された行為が、その構成要件がどのようなものであれ、それが記述されているものである限り、執行構成国の法律の下において侵害行為を構成するとの条件に服し得る。

第3条 欧州逮捕令状の必須の不執行のための根拠

執行構成国の法務当局(以下「執行法務当局」という。)は、以下の場合においては、欧州逮捕令状の執行を拒否する:

1. 当該国がその国自身の刑事法に基づきその侵害行為を訴追するための裁判管轄権をもつ場合において、その逮捕令状が基礎とする侵害行為が、執行構成国内の恩赦対象に含まれる場合;
2. 有罪判決があった場合、その刑を受けたこと、もしくは、現在その刑を受けているところであること、または、有罪判決の構成国の法律に基づく執行が行われ得ないことを条件として、被請求者が同じ行為に関して構成国から終局判決を受けたことの通知をその執行法務当局が受けた場合;
3. その欧州逮捕令状に服する者が、彼の年齢のゆえに、執行構成国の法律の下において、その逮捕令状が基礎とする行為に対する刑事責任を負わせてはならない場合。

第4条 欧州逮捕令状の不執行のための根拠

以下の場合、執行法務当局は、欧州逮捕令状の執行を拒否できる:

1. 第2条第4項に示すいずれかの場合において、欧州逮捕令状が基礎とする侵害行為が、執行

構成国の法律の下において、侵害行為を構成しない場合;ただし、税または納税、関税または為替との関係において、執行構成国の法律が、発付構成国の法律と同じ種類の税もしくは納税を課していないこと、または、税、納税、関税及び為替規制に関し、発付構成国の法律と同じ種類の規定を含んでいないことを根拠として、欧州逮捕令状の執行を拒否してはならない;

2. 欧州逮捕令状に服する者が、欧州逮捕令状が基礎とする行為と同じ行為により、執行構成国内において訴追されている場合;
3. 執行構成国の法務当局が、その欧州逮捕令状が基礎とする侵害行為により訴追しないこと、または、訴訟手続を中止することを決定した場合、または、同じ行為に関し、ある構成国において被請求者に対する終局判決の言渡しがあり、そのことが、その訴訟手続の続行を妨げる場合;
4. 被請求者に対する刑事訴追または処罰が、執行構成国の法律により、制定法違反となるものであり、かつ、その行為が、当該構成国自身の刑事法の下において、当該構成国の裁判管轄権の範囲内にある場合;
5. 有罪判決があった場合において、その刑を受けたこと、もしくは、現在その刑を受けているところであること、または、有罪判決をした国の法律に基づく執行が行われ得ないことを条件として、被請求者が同じ行為に関して第三国から終局判決を受けたことの通知をその執行法務当局が受けた場合;
6. 被請求者が執行構成国に滞在中である場合、または、執行構成国の国民もしくは居住者である場合、拘禁刑の有罪判決または拘禁命令の執行の目的のためにその欧州逮捕令状が発付された場合であり、かつ、当該国が、その国の国内法に従い、その有罪判決または拘禁命令の執行を引き受ける場合;
7. その欧州逮捕令状が、以下の侵害行為と関連するものである場合:
 - (a) 執行構成国の法律により、その全部または一部が、執行構成国の領土内または領土として扱われる場所において実行されたものとみなされるもの;または、
 - (b) 発付構成国の領土外において実行され、かつ、執行構成国の法律が、その構成国の領土外で実行された同じ侵害行為による訴追を許容しないもの。

第4条 a 当該の者が本人出頭しなかった公判によって行われた判断

1. 発付構成国の国内法に定める別の手続要件に従い、当該の者が以下のとおりであることをその欧州逮捕令状が示している場合を除き、執行法務当局は、その判決を決する公判にその者が本人出頭しなかったときは、拘禁刑の有罪判決または拘禁命令の執行の目的のために発付された欧州逮捕令状の執行を拒否することもできる:
 - (a) 適時に:
 - (i) 本人出頭の召喚が行われたこと、かつ、それによって、その判決を決する公判の予定された日及び場所が通知されたこと、または、それ以外の手段によって、彼または彼女が予定された公判を認識したことを疑問の余地なく確認できるような態様により、当該公判の予定された日及び場所の公式通知を実際に受けたこと;
かつ、
 - (ii) 彼または彼女が公判に出頭しないときは、判決が下される可能性があることの通知を受けたこと;

または、

- (b) 予定された公判を認識しつつ、関係する者またはその国のいずれかから任命された弁護人に対してその公判において彼または彼女を弁護することの委任が行われ、かつ、その公判において、現実にはその弁護人によって弁護が行われたこと;

または、

- (c) その判決が送達された後、かつ、その者が参加する権利をもち、新たな証拠の提出を含め、本案の判決が再審理されることを許容し、かつ、原判決が覆されることを導き得る再審申立ての権利または上訴申立ての権利に関して明示で通知された後において:

- (i) 彼または彼女がその判決に対して不服申立てしないことを明示で述べたこと;

または、

- (ii) 適用される期限内に、再審または上訴を請求しなかったこと;

または、

- (d) その判決がその者個人には送達されなかったが:

- (i) 身柄引渡しの後、遅滞なく、その者個人に送達されることになり、かつ、その者が参加する権利をもち、新たな証拠の提出を含め、本案の判決が再審理されることを許容し、かつ、原判決が覆されることを導き得る再審申立ての権利または上訴申立ての権利に関して明示で通知されることになること;

かつ、

- (ii) 関連する欧州逮捕令状の中で示されているとおり、彼または彼女がそのような再審または上訴の請求をしなければならない期限が通知されること。

- 2. 第1項(d)の条件の下において、拘禁刑の有罪判決または拘禁命令の執行の目的のために欧州逮捕令状が発付され、かつ、関係する者が、彼または彼女を相手方とする刑事訴訟の執行に関する公式の情報を事前に受け取らなかった場合において、彼または彼女は、その欧州逮捕令状の内容に関する情報提供を受ける際、身柄引渡しが行われる前に、その判決の副本を受け取ることを請求できる。その請求に関する情報を得た後、直ちに、発付当局は、その請求者に対し、執行当局を介して、その判決の副本を提供する。その請求者の請求は、身柄引渡手続を遅延させてはならず、かつ、欧州逮捕令状の執行の決定を遅延させてもならない。関係する者に対する判決書の提供は、情報提供の目的のみに限られる;その判決書の提供は、その判決の正式の送達としてみなされてはならず、かつ、再審または上訴を請求するための申立期限を設定するものであってもならない。

- 3. 第1項(d)の条件の下において、ある者の身柄引渡しが行われ、かつ、彼または彼女が再審または上訴を請求した場合において、そのような再審または上訴を待っている当該の者の拘禁命令は、それらの手続が終了するまでの間、定期的に、または、関係する者からの要求により、発付構成国の法律に従い、見直される。そのような見直しは、とりわけ、その拘禁の停止または中止を含める。再審または上訴は、身柄引渡しの後、適正な時に開始する。

第5条 特別な事件において発付構成国から与えられる保障

執行法務当局による欧州逮捕令状の執行は、執行構成国の法律により、以下の条件に服する:

1. [削除]
2. その欧州逮捕令状が発付された基礎となっている侵害行為が、終身刑の有罪判決または終身拘禁命令によって処罰可能である場合、当該逮捕令状の執行は、発付構成国が、その構成国の法制度中に、請求に応じて、もしくは、少なくとも20年後に、科された刑罰または措置を見直すことに関する条項、または、そのような刑罰または措置が執行されないことを狙いとして、発付構成国の法律もしくは実務に基づき、その者が適用する権利のある減刑の措置の申請に関する条項をもつという条件に服し得る;
3. 訴追の目的のための欧州逮捕令状に服する者が執行構成国の国民または居住者である場合、身柄引渡しは、発付構成国において彼に対して言渡された拘禁刑の有罪判決または拘禁命令をそこで受けるため、その者が、聴聞を受けた後、執行構成国へ送還されるとの条件に服し得る。

第6条 職務権限を有する法務当局の決定

1. 発付法務当局は、当該国の法律により、欧州逮捕令状を発付する職務権限を有する発付構成国の法務当局である。
2. 執行法務当局は、当該国の法律により、欧州逮捕令状を執行する職務権限を有する執行構成国の法務当局である。
3. 各構成国は、理事会の事務総局に対し、その構成国の法律に基づき職務権限を有する法務当局を通知する。

第7条 中央当局への依拠

1. 各構成国は、職務権限を有する法務当局を補助するため、1つの中央当局を指定でき、または、その構成国の法律制度がそのように定める場合、複数の中央当局を指定できる。
2. 構成国は、その構成国の内部法務制度上の組織構成の結果として必要である場合、欧州逮捕令状の行政上の送付及び受理について、並びに、それらと関連する他の全ての公式の連絡について職責を負うその構成国の中央当局を設けることができる。
本条に示す可能性の利用を望む構成国は、理事会の事務総局に対し、指定された中央当局と関連する情報を送付する。それらの指示は、発付構成国の全ての機関を拘束する。

第8条 欧州逮捕令状の内容及び方式

1. 欧州逮捕令状は、別紙に含められている方式に従って定められる以下の情報を含める:
 - (a) 被請求者の識別子及び国籍;
 - (b) 発付法務当局の名称、住所、電話番号及びファックス番号並びに電子メールアドレス;
 - (c) 第1条及び第2条の適用範囲内にあり、執行力のある判決、逮捕令状またはそれ以外の同じ効力をもつ執行力のある法務上の決定の証拠;
 - (d) 特に第2条に関し、侵害行為の性質及び法律上の区分;
 - (e) 被請求者による侵害行為の時、場所及び関与の程度を含め、侵害行為が実行された状況の記述;

- (f) 終局判決が存在するときは、科される刑罰、または、発付構成国の法律の下においてその侵害行為に対する刑罰の予想される規模;
 - (g) それが可能なときは、その侵害行為から生ずるその他の結果。
2. 欧州逮捕令状は、執行構成国の公用語または公用語中のいずれかに翻訳されなければならない。構成国は、この枠組み決定が採択される際、または、その後の日において、欧州共同体の機関の1または複数の別の公用語への翻訳をその構成国が承諾することを、理事会の事務総局に寄託される宣言書の中で示すことができる。

第2章 身柄引渡手続

第9条 欧州逮捕令状の送付

1. 被請求者の所在地が認知されている場合、発付法務当局は、執行法務当局に対し、欧州逮捕令状を直接に送付できる。
2. 発付法務当局は、いかなる場合においても、シェンゲン情報システム(SIS)の中で、被請求者に関する警報を発することを決定できる。
3. そのような警報は、共通国境の管理の段階的な廃止に関する1985年6月14日のシェンゲン協定を実装する1990年6月19日の条約の第95条の条項に従い、有効にされる。シェンゲン情報システム内の警報は、第8条第1項に定める情報を伴う欧州逮捕令状と均等なものとする。
第8条に示す全ての情報をSISが送信できるようになるまでの移行期間に関し、その警報は、執行法務当局によって適正な方式の原本の受理があるまで、欧州逮捕令状と均等なものとする。

第10条 欧州逮捕令状送付のための詳細手順

1. 発付法務当局が、職務権限を有する執行法務当局を知らないときは、発付法務当局は、執行構成国からの当該情報を得るため、欧州法務ネットワーク¹の連絡部局を介する場合を含め、必要な調査を行う。
2. 発付法務当局がそのように望む場合、欧州法務ネットワークの安全な電気通信システムをして、有効に送付し得る。
3. SISのサービスを求めることができないときは、発付法務当局は、Interpolに対し、欧州逮捕令状の送付を求めることができる。
4. 発付法務当局は、執行構成国がその真正性を確認できる条件の下で、書面による記録を作成できる安全な手段により、欧州逮捕令状を転送し得る。
5. 欧州逮捕令状の執行のために必要な文書の送付または真正性と関係する全ての困難は、関与する法務当局間の直接の連絡により、または、それが適切なときは、構成国の中央当局の関与により、取り扱われる。
6. 欧州逮捕令状を受け取る機関が、それに基づいて行動する職務権限をもたない場合、その機関は、その構成国の職務権限を有する機関に対し、その欧州逮捕令状を自動的に転送し、かつ、

¹ 欧州法務ネットワークの創設に関する1998年6月29日の理事会共同令98/428/JHA(OJL 191, 7.7.1998, p.4)

発付法務当局に対し、しかるべく通知する。

第11条 被請求者の権利

1. 被請求者が逮捕される際、職務権限を有する執行法務当局は、その国内法に従い、当該の者に対し、欧州逮捕令状とその内容を通知し、及び、発付法務当局に対して身柄引渡しに同意することができることも通知できる。
2. 欧州逮捕令状の執行の目的のために逮捕される被請求者は、執行構成国の国内法に従い、弁護人または通訳から補助を受ける権利をもつ。

第12条 拘禁の維持

欧州逮捕令状を基礎として、ある者が逮捕される際、執行法務当局は、執行構成国の法律に従い、被請求者が、拘禁されるべき状態のままであるか否かを判断する。その者は、執行構成国の国内法を充足した上で、当該構成国の職務権限を有する機関がその者の逃走を防止するために必要であると職務権限を有する機関が判断する全ての措置を講ずることを条件として、いつでも、一時的に解放され得る。

第13条 身柄引渡しの同意

1. 逮捕された者が、彼または彼女が身柄引渡しに同意することを示すときは、執行構成国の国内法に従いその同意、及び、それが適切なときは、第27条第2項に示す「特定性の原則」を受ける権利の放棄の表明は、執行法務当局において行われる。
2. 各構成国は、当該同意、及び、それが適切なときは、第1項に示す放棄が、関係する者によって、任意に、かつ、その結果を全面的に認識して表明されたものであることを示すような態様により、確認することを確保するために必要となる措置を採択する。その目的のために、被請求者は、弁護人の補助を受ける権利をもつ。
3. 同意、及び、それが適切なときは、第1項に示す放棄は、執行構成国の国内法によって定められる手続に従い、正式に記録される。
4. 原則として、同意は、撤回され得ない。各構成国は、その構成国の国内法の下において適用される規定に従い、同意、及び、それが適切なときは、放棄が撤回され得ることを定めることができる。その場合、同意の日とその撤回の日との間の期間は、第17条に定める期限の設定を考慮に入れてはならない。この可能性によることを望む構成国は、この枠組み決定が採択される際、理事会の事務総局に対し、しかるべく通知し、かつ、それによって同意の撤回が可能となる手続及びその改正を示す。

第14条 被請求者の聴聞

逮捕された者が第13条に示す彼または彼女の身柄引渡しに同意しない場合、彼または彼女は、執行構成国の法律に従い、執行法務当局から聴聞を受ける権利をもつ。

第15条 身柄引渡決定

1. 執行法務当局は、この枠組み決定の中に定める期限及び条件の範囲内において、その者が身柄引渡を受けるべきであるか否かを決定する。
2. 身柄引渡しに関する決定を執行法務当局が行うことを可能とするために発付構成国から送付された情報が不十分であると執行法務当局が判断するときは、その執行法務当局は、とりわけ、第3条ないし第5条及び第8条に関し、必要な補充的情報が緊急を要する事項として具備されることを要求するものとし、かつ、第17条の期限を尊重すべき必要性を考慮に入れた上で、その情報を受け取るための期限を定めることができる。
3. 発付法務当局は、いつでも、執行法務当局に対し、追加的な有用情報を送付できる。

第16条 複数の請求がある場合の決定

1. 同一の者に関して複数の構成国が欧州逮捕令状を発付した場合、どの欧州逮捕令状が執行されるべきかに関する決定は、全ての事情を適正に考慮に入れた上で、特に、その侵害行為の相対的な重大性及び場所、欧州逮捕令状それぞれの日付、及び、その逮捕令状が、訴追の目的のために発付されたものであるか、または、拘禁刑もしくは拘禁命令の執行のために発付されたものであるかを考慮に入れた上で、執行法務当局によって行われる。
2. 執行法務当局は、第1項に示す選択を行う際、Eurojust¹の補助を求めることができる。
3. 欧州逮捕令状と、第三国から提出された引渡請求との間に抵触が発生する場合、欧州逮捕令状または引渡請求のいずれの手続が執られるべきかの決定は、全ての事情を適正に考慮に入れた上で、特に、第1項に示す事情及び適用可能な諸条約の中で示されている事情を考慮に入れた上で、執行構成国の職務権限を有する機関によって行われる。
4. 本条は、国際刑事裁判所規程に基づく構成国の義務を妨げてはならない。

第17条 欧州逮捕令状を執行する決定のための期限及び手続

1. 欧州逮捕令状は、緊急を要する事項として取り扱われ、執行される。
2. 被請求者が彼の身柄引渡しに同意する場合、欧州逮捕令状の執行に関する終局決定は、その同意が行われた後、10日以内に行われなければならない。
3. 上記以外の場合、欧州逮捕令状の執行に関する終局決定は、被請求者の逮捕の後、60日以内に行われなければならない。
4. 個別の場合において、第2項または第3項に定める期限内に欧州逮捕令状を執行できない場合、その執行法務当局は、直ちに、発付法務当局に対し、その遅延の理由を付して、そのことを通知する。そのような場合、その期限は、更に30日まで延長され得る。
5. 執行法務当局が欧州逮捕令状に関する終局決定を行わない限り、その執行法務当局は、その者の実効的な身柄引渡しのために必要となる物的条件が満たされていることを確保する。

¹ 重大犯罪との闘いを強化するために Eurojust を設置する 2002 年 2 月 28 日の理事会決定 2002/187/JHA(OJ L 63, 6.3.2002, p.1)

6. 欧州逮捕令状の執行の拒否に関し、その理由が与えられなければならない。
7. 例外的な状況の下において、構成国が本条に定める期限を尊重できない場合、その構成国は、Eurojust に対し、その遅延の理由を付して、そのことを通知する。加えて、欧州逮捕令状の執行に際し、別の構成国において反復的な遅延を経験した構成国は、構成国レベルにおけるこの枠組み決定の実装の評価のため、理事会に対し、通知する。

第18条 決定の一時的な保留

1. 刑事訴追を実施する目的のために欧州逮捕令状が発付された場合、執行法務当局は:
 - (a) 被請求者が第19条により聴聞を受けなければならないことに同意するか;または、
 - (b) 被請求者の一時的な移送に同意しなければならない。
2. 一時的な移送の条件及び期間は、発付法務当局と執行法務当局との間の相互協定によって定められなければならない。
3. 一時的な移送の場合において、その者は、身柄引渡し手続の一部として彼または彼女に関する聴聞に出頭するため、執行構成国に帰国できるものとすべきである。

第19条 決定前の者の聴聞

1. 被請求者は、請求元裁判所の構成国の法律に従って指定された別の者の補助を受け、法務当局から聴聞を受ける。
2. 被請求者は、執行構成国の法律に従い、かつ、発付法務当局と執行法務当局との間の相互協定によって定められた条件により、聴聞を受ける。
3. 本条及び定められた条件の適正な適用を確保するため、職務権限を有する法務当局は、その構成国の別の法務当局に対し、被請求者の聴聞に参加することを認めることができる。

第20条 特権及び免除

1. 被請求者が執行構成国において裁判管轄権または執行に関して特権または免除を享受する場合、第17条に示す期限は、その特権または免除が取消されたことの通知を執行法務当局が受けるまで期間計算を進行させず、かつ、その取消の日から起算される。

執行構成国は、その被請求者がそのような特権または免除を享受しなくなったときは、実効的な身柄引渡しのために必要な物的条件が満たされることを確保する。
2. その特権または免除を取消す権限が執行構成国の機関にある場合、執行法務当局は、その機関に対し、その権限を直ちに行使することを要請する。その特権または免除を取消す権限が別の国の機関または国際機関にある場合、当該権限を行使することを要請するのは、発付法務当局でなければならない。

第21条 職務権限を有する国際機関

この枠組み決定は、被請求者が第三国から当該構成国に対して引渡しを受けた場合であり、か

つ、特定性の原則に関し、当該の者が、彼または彼女が引渡された根拠である協定の条項によって保護されている場合における執行構成国の義務を妨げてはならない。執行構成国は、その欧州逮捕令状を発付した構成国に彼または彼女が身柄引渡しをされ得るために、被請求者を引渡した国の同意を求めるために必要となる全ての措置を講ずる。第17条に示す期限は、それらの特定性の原則が適用終了となる日まで、その期間計算を開始させてはならない。被請求者の引渡しを行った国の決定があるまでの間、執行構成国は、実効的な身柄引渡しのために必要な物的条件が満たされることを確保する。

第22条 決定の告知

執行法務当局は、発付法務当局に対し、直ちに、欧州逮捕令状に関して採られる行動に関する決定を通知する。

第23条 被請求者の身柄引渡しの期限

1. 被請求者は、関係する機関の間で合意された日に基づき、可能な限り速やかに、身柄引渡しが行われる。
2. 彼または彼女は、欧州逮捕令状の執行に関する終局決定の後、遅くとも10日以内に身柄引渡しが行われる。
3. 第2項に定める期限内の被請求者の身柄引渡しが、構成国の支配を超える状況によって妨げられる場合、執行法務当局及び発付法務当局は、直ちに、相互に連絡をとり、かつ、新たな身柄引渡しの日を合意する。その場合、その身柄引渡しは、そのようにして新たに合意された日から10日以内に行われる。
4. 例外として、人道上の重大な理由により、例えば、被請求者の生命または健康にとって明白な危険を及ぼし得ると信ずべき確実な根拠が存在する場合、その身柄引渡しは、一時的に延期され得る。その欧州逮捕令状の執行は、それらの根拠が消滅した後、速やかに、行われる。その執行法務当局は、発付法務当局に対し、直ちに、そのことを通知し、かつ、新たな身柄引渡しの日を合意する。その場合、その身柄引渡しは、そのようにして新たに合意された日から10日以内に行われる。
5. 第2項ないし第4項に示す期限が満了となった後、その者がまだ身柄拘束されているときは、彼は解放される。

第24条 身柄引渡しの延期または条件付け

1. 執行法務当局は、欧州逮捕令状の執行を決定した後、彼または彼女が執行構成国内において訴追されるようにするため、または、彼または彼女が既に有罪判決を受けているときは、その執行構成国の領土内において、欧州逮捕令状に示す行為以外の行為に関して言渡された刑を彼または彼女が受けるようにするため、被請求者の身柄引渡しを延期できる。
2. 身柄引渡しの延期に代えて、執行法務当局は、執行法務当局と発付法務当局との間の相互協定によって定められる条件の下において、被請求者の発付構成国への一時的な身柄引渡しが行

きる。その協定は、書面により行われ、かつ、その条件は、発付構成国内の全ての機関を拘束するものとする。

第25条 通過

1. 各構成国は、拒否の可能性が明白である場合を除き、拘禁刑の有罪判決または拘禁命令の執行の目的のために、国民または居住者の通過の要請を受ける場合、その構成国が以下の情報を提供されていることを条件として、身柄引渡中の被請求者がその構成国の領土を通過することを認める：
 - (a) その欧州逮捕令状に服する者の識別子及び国籍；
 - (b) 欧州逮捕令状が存在すること；
 - (c) 侵害行為の性質及び法律上の区分；
 - (d) 日及び場所を含め、侵害行為の状況の記述。訴追の目的のために欧州逮捕令状に服する者が經由構成国の国民または居住者である場合、その通過は、その者が、聴聞を受けた後、発付構成国において彼に対して言渡された拘禁刑の有罪判決または拘禁命令を受けるために經由構成国に送還されるという条件に服させることができる。
2. 各構成国は、通過の要請書及び必要書類を受理することについて職責を負う機関、並びに、その機関以外の、通過要請と関連する公式の連絡官を指定する。構成国は、理事会の事務総局に対し、その指定を連絡する。
3. 通過の要請及び第1項に定める情報は、書面による記録を作成できる手段により、第2項によって指定された機関に宛てることができる。經由構成国は、同じ手続により、その決定を通知する。
4. この枠組み決定は、定期便ではない航空機による輸送の場合には、適用されない。ただし、非定期の着陸が起きる場合、発付構成国は、第2項に示す指定された機関に対し、第1項に定める情報を提供する。
5. 第三国から構成国へ引渡される者に関する通過の場合、本条が類推して適用される。特に、「欧州逮捕令状」との表現は、「引渡請求書」によって置き換えられるものとみなされる。

第3章 身柄引渡しの効果

第26条 執行構成国による拘禁期間の短縮

1. 発付構成国は、言い渡された拘禁刑の有罪判決または拘禁命令の結果として発付構成国内において受ける拘禁の総期間から、欧州逮捕令状の執行から生ずる全ての身柄拘束期間を控除する。
2. その目的のために、その身柄引渡しの時点において、執行法務当局または第7条により指定される中央当局から、発付法務当局に対し、その欧州逮捕令状に基づくその被請求者の身柄拘束期間に関する全ての情報が送付される。

第27条 別の侵害行為による訴追の可能性

1. 各構成国は、理事会の事務総局に対し、同じ通知を行う別の構成国との間の関係において、身柄引渡しに関する執行構成国の決定の中で執行法務当局が別異に示す特別の場合を除き、彼または彼女の身柄引渡しの理由となっている侵害行為以外の彼または彼女の身柄引渡しの前に実行された侵害行為を理由とする訴追、有罪判決、または、拘禁刑の有罪判決もしくは拘禁命令を実施するための身柄拘束に関し、同意が行われたと推定されることを通知できる。
2. 第1項及び第3項に示す場合を除き、身柄引渡しをされた者は、彼または彼女が身柄引渡しを受ける理由となった侵害行為以外の彼または彼女の身柄引渡し前に実行された侵害行為により、訴追を受け、有罪判決を受け、または、それら以外に、彼もしくは彼女の自由が剥奪されてはならない。
3. 第2項は、以下の場合には適用されない:
 - (a) 彼または彼女の身柄引渡し先の構成国の領土を去る機会をもっていた者が、彼または彼女の終局的な開放から45日以内にそのようにしなかった場合、または、その構成国の領土を去った後、当該領土に帰国した場合;
 - (b) その侵害行為が、拘禁刑または拘禁命令によって処罰され得ない場合;
 - (c) その刑事手続が、人身の自由を制限する措置の適用を生じさせない場合;
 - (d) その制裁または措置が彼または彼女の身体の自由の制限を生じさせ得る場合であっても、自由の剥奪を含まない制裁または措置、とりわけ、財産刑またはその代用刑により、その者が法的責任を負い得る場合;
 - (e) それが適切な場合において、第13条に従い、彼または彼女が特定性の原則を放棄したのと同じ時に同意した者が身柄引渡しを受けた場合;
 - (f) その者が、彼または彼女の身柄引渡しの後、彼または彼女の身柄引渡しの理由とされた個々の侵害行為に関し、特定性の原則を受ける権利を明示で放棄した場合。放棄は、発付構成国の職務権限を有する法務当局において行われ、かつ、当該国の国内法に従い、記録される。その放棄は、関係する者が、任意に、かつ、その結果を全面的に認識して放棄したものであることを明確に示すような態様により、行われる。その目的のために、その者は、弁護人の補助を受ける権利をもつ;
 - (g) その者の身柄引渡しを行った執行法務当局が、第4項に従い、その同意を与えた場合。
4. 同意を求める要請書は、第8条第1項に示す情報及び第8条第2項に示す翻訳を添え、執行法務当局に対して提出される。その同意が要請される侵害行為が、それ自体として、この枠組み決定の条項に従い、身柄引渡しに服するものである場合、同意が与えられる。同意は、第3条に示す根拠に基づき、拒否されるものとし、また、それ以外の場合においては、第4条に示す根拠に基づく場合に限り、拒否され得る。その同意の決定は、その要請書の受理の後、遅くとも30日以内に行われる。

第5条に示す状況に関し、発付構成国は、それらの状況に関して提供される保障を与えなければならない。

第 28 条 身柄引渡しまたは事後的な引渡し

1. 各構成国は、理事会の事務総局に対し、同じ通知を行う別の構成国との間の関係において、身柄引渡しに関する執行構成国の決定の中で執行法務当局が別異に示す特別の場合を除き、彼または彼女の身柄引渡しの前に実行された侵害行為を理由として発付された欧州逮捕令状による執行構成国以外の構成国へのその者の身柄引渡しの同意が推定されることを通知できる。
2. いかなる場合においても、欧州逮捕令状により発付構成国に身柄引渡しをされた者は、以下の場合において、彼または彼女の身柄引渡しを受ける前に実行された侵害行為により発付された欧州逮捕令状により、執行構成国の同意なく、執行構成国以外の構成国への身柄引渡しを受け得る。
 - (a) 彼または彼女の身柄引渡し先の構成国の領土を去る機会をもっていた被請求者が、彼の終局的な開放から 45 日以内にそのようにしなかった場合、または、その構成国の領土を去った後、当該領土に帰国した場合；
 - (b) 被請求者が、欧州逮捕令状による執行構成国以外の構成国へ身柄引渡しが行われることに同意する場合。同意は、発付構成国の職務権限を有する法務当局において行われ、かつ、当該国の国内法に従い、記録される。その同意は、関係する者が、任意に、かつ、その結果を全面的に認識して同意したものであることを明確に示すような態様により、行われる。その目的のために、その者は、弁護人の補助を受ける権利をもつ；
 - (c) 第 27 条第 3 項(a)、(e)、(f)及び(g)に従い、被請求者が特定性の原則に服さない場合。
3. 執行法務当局は、以下の規定に従い、別の構成国への身柄引渡しに同意する：
 - (a) 同意を求める要請書は、第 8 条第 1 項に示す情報及び第 8 条第 2 項に示す翻訳を添え、第 9 条に従って提出される；
 - (b) その同意が要請される侵害行為が、それ自体として、この枠組み決定の条項に従い、身柄引渡しに服するものである場合、同意が与えられる；
 - (c) その同意の決定は、その要請書の受理の後、遅くとも 30 日以内に行われる；
 - (d) 同意は、第 3 条に示す根拠に基づき、拒否されるものとし、また、それ以外の場合においては、第 4 条に示す根拠に基づく場合に限り、拒否され得る。

第 5 条に示す状況に関し、発付構成国は、それらの状況に関して提供される保障を与えなければならない。
4. 第 1 項に拘らず、欧州逮捕令状により身柄引渡しを受けた者は、その者の身柄引渡しを行った構成国の職務権限を有する機関の同意なく、第三国に対して引渡しをしてはならない。そのような同意は、当該構成国が拘束される条約及びその構成国の国内法に従って与えられる。

第 29 条 財産の交付

1. 発付法務当局の要請により、または、執行法務当局自身の発意により、執行法務当局は、その構成国の国内法に従い、以下の財産を差押え、交付する：
 - (a) 証拠として必要となり得る財産；または、
 - (b) その侵害行為の結果として、被請求者によって獲得された財産。
2. 第 1 項に示す財産は、被請求者の死亡または逃亡のために欧州逮捕令状を実施し得ない場

合においても交付される。

3. 第1項に示す財産が執行構成国の領土内において押収または没収の対象となるときは、その執行構成国は、その財産が係属中の刑事手続との関係において必要なときは、その財産を一時的に保持でき、または、その財産が返還されることを条件として、発付構成国に対してその財産を交付できる。
4. 執行構成国または第三者が第1項に示す財産中に獲得し得る権利は、維持される。そのような権利が存在する場合、発付構成国は、執行構成国に対し、刑事手続が終了した後、速やかに、無償で、その財産を返還する。

第30条 費用

1. 欧州逮捕令状の執行のために執行構成国の領土内においてかかった費用は、同構成国の負担とする。
2. それ以外の全ての費用は、発付構成国の負担とする。

第4章 総則的な条項及び最終規定

第31条 他の法律文書との関係

1. 構成国と第三国との間の関係におけるそれらの条約の適用を妨げることなく、この枠組み決定は、2004年1月1日から、構成国間の関係における引渡しの分野において適用される以下の条約の対応する条項を置き換える：
 - (a) 1957年12月13日の引渡しに関する欧州条約、その1975年10月15日の追加議定書、その1978年3月17日の第二追加議定書、並びに、引渡しが関係する範囲内において、1977年1月27日のテロリズムの抑止に関する欧州条約；
 - (b) 引渡請求書の送付手法の簡素化及び現代化に関する1989年5月26日の欧州共同体の12の構成国の間の協定；
 - (c) 欧州連合の構成国間の引渡しの手続の簡素化に関する1995年3月10日の条約；
 - (d) 欧州連合の構成国間の引渡しに関する1996年9月27日の条約；
 - (e) 共通国境における検問の段階的な廃止に関する1985年6月14日のシェンゲン協定を実装する1990年6月19日の条約の第III款第4章。
2. 構成国は、そのような協定または覚書が、この枠組み決定の目的を拡張または拡大し、欧州逮捕令状の対象となっている者の身柄引渡しに関する手続を更に簡素化し、または、容易にすることを助けることができるようにする範囲内において、この枠組み決定が採択される時点において発効している2国間または多国間の協定または覚書の適用を継続できる。

構成国は、とりわけ、第17条に定める期限よりも短い期限を定めることにより、第2条第2項に定める侵害行為のリストを拡大することにより、第3条及び第4条に定める拒否の根拠を更に限定することにより、または、第2条第1項もしくは第2項に定める閾値をより低いものとすることにより、そのような協定または覚書が、この枠組み決定に定める事項を拡張または拡大し、欧州逮捕令状の対象となっている者の身柄引渡しに関する手続を更に簡素化し、または、容易にするこ

とを助けることができるようにする範囲内において、この枠組み決定の発効後、2国間または多国間の協定または覚書を締結できる。

第2副項に示す協定及び覚書は、いかなる場合においても、それらの協定及び覚書の加盟国ではない構成国との間の関係を害してはならない。

構成国は、この枠組み決定の発効後3か月以内に、理事会及び欧州委員会に対し、その構成国が適用の継続を望む第1副項に示す既存の協定及び覚書を通知する。

構成国は、理事会及び欧州委員会に対し、その署名から3か月以内に、第2副項に示す新たな協定または覚書も通知する。

3. 第1項に示す条約または協定が構成国の領土に適用される場合、または、その対外関係に関し、この枠組み決定が適用されない事項について責任を負う構成国の領土に適用される場合、それらの法律文書は、それらの領土と別の構成国との間に存在する関係を規律し続ける。

第32条 経過措置

1. 2004年1月1日より前に受理した引渡請求は、引渡しと関連する既存の法律文書によって規律され続ける。同日以後に受理された請求は、この枠組み決定に従って構成国により採択された法令によって規律される。ただし、全ての構成国は、理事会によるこの枠組み決定の採択の時点において、その構成国が、執行構成国として、2004年1月1日より前に適用される引渡制度に従い、その構成国が指定する日より前に実行された行為と関連する請求の取扱いを継続することを示す声明を行うことができる。その日は、2002年8月7日より遅い日としてはならない。その声明は、EC官報上で公示される。その声明は、いつでも、撤回され得る。

第33条 オーストリア及びジブラルタルに関する条項

1. オーストリアが「引渡し及び共助法」の第12条第1項を改正しない限り、かつ、遅くとも2008年12月31日まで、その被請求者がオーストリアの市民であり、かつ、その欧州逮捕令状が発付された行為がオーストリア法の下で処罰され得ない場合、オーストリアは、オーストリアの執行法務当局が欧州逮捕令状の執行を拒否することを許容し得る。
2. この枠組み決定は、ジブラルタルに適用される。

第34条 実装

1. 構成国は、2003年12月31日までに、この枠組み決定の条項を遵守するために必要となる措置を講ずる。
2. 構成国は、理事会の事務総局及び欧州委員会に対し、この枠組み決定に基づき構成国に課された義務をその構成国の国内法に国内法化する条項の正文を送付する。そのようにする際、各構成国は、その構成国と同じ通知を行う構成国との間の関係において、その構成国が、この枠組み決定を即時に適用することを指示できる。

理事会の事務総局は、構成国及び欧州委員会に対し、第7条第2項、第8条第2項、第13条第4項及び第25条第2項により受け取った情報を通知する。理事会の事務総局は、EC官報上

においても、その情報を公示させる。

3. 理事会の事務総局から通知された情報を基礎として、欧州委員会は、遅くとも2004年12月31日までに、欧州議会及び理事会に対し、それが必要なときは、立法提案を添えて、この枠組み決定の運用に関する報告書を提出する。
4. 理事会は、2003年の後半において、とりわけ、この枠組み決定の条項の構成国による実際の適用、並びに、シェンゲン情報システムの稼働の見直しを実施する。

第35条 発効

この枠組み決定は、EC官報上で公示された日から20日目に発効する。

2002年6月13日にルクセンブルクにおいて行われた。

理事会として
議長 M. Rajoy Brey

別紙

欧州逮捕令状¹

この令状は、職務権限を有する法務当局から発付された。私は、刑事訴追の実施または拘禁刑もしくは拘禁命令の執行の目的のために、以下に示す者が逮捕され、身柄引渡が行われることを請求する。

(a) 被請求者の識別子に関する情報

姓:

名:

該当するときは、婚姻前の名:

該当するときは、別名:

性:

国籍:

出生日:

出生地:

居住地及びまたは既知の住所:

(認知されているときは) 被請求者が理解できる言語:

.....

被請求者の区別可能な特徴/記述:

.....

それが利用可能であり、かつ、送付され得るときは、被請求者の写真及び指紋、または、そのような情報または DNA プロファイルを入手するために連絡を受ける者の連絡先(この証拠が供給可能であるが、含まれていなかった場合)

(b) 令状が基礎とする決定:

1. 逮捕令状または同じ効果をもつ法務上の決定

種類

2. 執行可能な判決

.....

参考:

¹ この令状は、書面によるものとし、かつ、その国が認知されているときは、執行構成国の公用語のいずれかに翻訳され、または、当該国によって承認されている別の言語に翻訳されなければならない。

(c) 宣告刑の長さ

1. その侵害行為に科され得る拘禁刑または拘禁命令の最長の長さ

.....

2. 科された拘禁刑または拘禁命令の長さ

.....

受けるべき残刑期間

.....

.....

(d) 決定を帰結する公判にその者が本人出頭しなかったか否かを示してください:

1. はい。その者は、決定を帰結する公判に本人出頭した。
2. いいえ。その者は、決定を帰結する公判に出頭しなかった。
3. あなたが第2号のボックスをチェックした場合、以下のいずれかの存在を確認して下さい:
- 3.1a. その者は(日/月/年)に本人出頭の召喚を受け...かつ、それによって、決定を帰結する公判の予定日及び場所の通知を受け、かつ、彼または彼女が公判に出頭しない場合、決定が発令される可能性があることの通知を受けた;
- または
- 3.1b. その者が本人出頭の召喚を受けなかったが、別の方法により、彼または彼女が、予定された公判を認識していたことが疑問の余地なく確認できるような態様により、当該公判の予定された日及び場所の公式通知を実際に受け、かつ、当該の者がその公判に出頭しないときは、決定が下される可能性があることの通知を適時に受けた;
- または
- 3.2. 公判の予定を認識しつつ、その者が、関係する者またはその国のいずれかから任命された弁護人に対し、その公判において当該の者を弁護することを委任し、かつ、その公判において当該弁護人によって現実に弁護が行われた;
- 3.3. その者は(日/月/年)に決定の送達を受け...かつ、その者が参加する権利をもち、新たな証拠の検討を含め、事件が再審理されることを許容し、かつ、原没収命令が覆されることを導き得る再審申立ての権利または上訴申立ての権利に関して明示で通知され、かつ、
- 彼または彼女がその決定に対して不服申立てしないことを明示で述べた;
- または
- 適用される期限内に、再審または上訴を請求しなかった。
4. あなたが3.1b、3.2または3.3の各号のボックスをチェックした場合、関連する条件にどのように適合したかに関する情報を提供してください:

.....

.....

(e) 侵害行為

この令状は、全体として、次の侵害行為と関連するものである：.....
被請求者による侵害行為の時、場所及び関与の程度を含め、侵害行為が実行された状況の記述：

.....
.....
.....
侵害行為の性質及び法律上の区分並びに該当する制定法上の条項／法典：

.....
.....
.....
I. 該当するときは、発付構成国の法律によって定められている長期 3 年以上の拘禁刑または拘禁命令によって発付構成国内において処罰可能な以下の 1 または複数の侵害行為をチェックすること：

- 犯罪組織への参加；
- テロリズム；
- 人身の取引；
- 児童の性的搾取及び児童ポルノ；
- 麻薬及び向精神薬の違法取引；
- 武器、弾薬及び火薬の違法取引；
- 汚職；
- 欧州共同体の財政上の利益の保護に関する 1995 年 7 月 26 日の条約の意味における欧州共同体の財政上の利益を害する詐欺行為を含め、詐欺行為；
- 犯罪収益の洗浄；
- ユーロを含め、通貨の偽造；
- コンピュータ関連犯罪；
- 絶滅危惧動物種並びに絶滅危惧植物種及びその変種の違法取引を含め、環境犯罪；
- 承認のない入国及び居住の周旋；
- 殺人及び重傷害；
- 人間の器官及び細胞組織の違法取引；
- 誘拐、違法な拘束及び監禁；
- 人種差別及び排外行為；
- 組織強盗または武装強盗；
- 骨董品及び美術品を含め、文化財の違法取引；
- 詐欺；
- 恐喝及び強要；
- 製品の偽造及び海賊行為；
- 公文書の偽造及びその取引；
- 決済手段の偽造；
- ホルモン剤及びそれ以外の成長促進剤の違法取引；

<input type="checkbox"/> 核物質及び放射性物質の違法取引; <input type="checkbox"/> 盗品である自動車の取引; <input type="checkbox"/> 強姦; <input type="checkbox"/> 放火; <input type="checkbox"/> 国際刑事裁判所の管轄に属する犯罪; <input type="checkbox"/> 航空機または船舶の違法な捕獲; <input type="checkbox"/> 破壊活動。 II. 上記のセクションIに含まれない侵害行為全部の記述
--

(f) 事件と関連するその他の事情(オプションの情報): (注記:これは、多国間性、期限の期間進行停止及びその他の侵害行為の結果に関する摘要を含め得る)

(g) この令状は、証拠として必要となり得る財産の差押え及び交付も伴う: この令状は、侵害行為の結果として被請求者によって獲得された財産の差押え及び交付も伴う: (認知されているときは)その財産の記述(及び所在地)

(h) この令状が発付された基礎となっている侵害行為が、終身拘禁刑または終身拘禁命令によって処罰可能であり、または、その処罰を導くものである場合: — 発付構成国の法制度が、そのような刑罰または措置の不執行を目的として、(請求により、または、少なくとも20年後に)科された刑罰または措置を見直すことを許容する、及びまたは、 — 発付構成国の法制度が、そのような刑罰または措置の不執行を目的として、発付構成国の法律または実務の下においてその者に権利が与えられる恩赦措置の適用を許容する。
--

(i) 令状を発付した法務当局: 公式名称: 代表者名 ¹ :..... 保有する地位(職位/階級):
--

¹ 別の言語の版においては、法務当局の「地位にある者」の指示が含まれる。

ファイル参照番号: _____
住所: _____

電話番号(国コード)(地域・都市コード)(...) _____
ファックス番号(国コード)(地域・都市コード)(...) _____
電子メール: _____
身柄引渡しのための必要な実務上の手配を行うために連絡をとる者の連絡先: _____

欧州逮捕令状の送付及び行政上の受理について職責を負う中央当局が設けられている場合:
中央当局の名称: _____
住所: _____

(該当する場合)連絡担当者(職位/階級及び姓名): _____

電話番号(国コード)(地域・都市コード)(...) _____
ファックス番号(国コード)(地域・都市コード)(...) _____
電子メール: _____

発付法務当局及びまたはその代表の署名:

氏名: _____
保有する地位(職位/階級): _____
日付: _____

(利用可能な場合) 公印